

卷八成立の背景

昭和五十八年十一月十二日の上代文学会シンポジウム「万葉集はいつできたか」で発表した論旨は、昭和五十五年十月に刊行された「古代の文学と民俗」(慶応義塾大学国文学研究会編・桜楓社)所載の「万葉集皇統譜試考一——志貴皇子」を要約したものであった。皇統譜と万葉集との関係は見過ごしに出来ない論題であり、いずれ万葉集の成立と関連してくる問題であろうけれども、成立論を直接に目指した論文ではなかった。今、再度、「上代文学」に発表する機会を与えられ、先般発表の論点を整理して述べ、更に芸能史の見地から照射した万葉の時代を試考したいと思う。

一 歌の位置

万葉集卷八の巻頭歌は、

井 口 樹 生

志貴皇子權御歌一首

1418 石ばしる 垂水の上の さ葦の 萌え出づる春に
なりにけるかも

であるが、この歌の位置及び詞書に注意すべき疑点がある。卷八は、雑歌・相聞を更に四季に分類した新しい部立を有する巻であるが、四季を更に季節の推移によって順序づけるまでには至っていない。即ち季節の順序から見限り古今和歌集の四季の歌の配列の方が、一段進んだ分類であることが明瞭である。卷八雑歌の詠題——というよりその語によって春に組み入れられたとおぼしき詠物を取り上げると次のようになる。

1418 葦	1419 呼子鳥	1420 花(梅カ)	1421 春菜	1422 花(桜カ)
1423 梅	1424 すみれ	1425 桜	1426 梅	1427 春菜
			1428 馬酔木	

1429 桜
1430 桜
1431 鶯
1432 青柳
1433 青柳
1434 梅
1435 山吹
1436 梅
1437 梅
1438 梅
1439 霞
1440 桜
1441 雪・鶯
1442 春菜
1443 鶯
1444 山吹・つばすみれ
1445 梅
1446 春雉
1447 呼子鳥

このように詠題を規準とした場合、ほとんど無秩序に歌が散らばっているのは、外の規準によつての配列であつたことを示唆しよう。「さ蕨の萌え出づる春」は、雪や梅の季節より遅いことは事実であろう。そして、この巻頭歌を取り除いてみると、一四一九番の鏡王女の呼子鳥の歌と、一四四七番の坂上郎女の呼子鳥の歌が、首尾を呼応していることに気づくのである。

次に、歌の年代順による配列か、を観点にして読みするに、作者の経歴の不明のものもあり判然とはしないが、「万葉集全註釈」が「四季に分けた中では、季毎に雑歌と相聞とを分かち、それぞれの項目の中では、ほぼ時代順に配列してある」と述べているのに従うべきである。ただ、その場合、やはり問題になるのは、巻頭の志貴皇子の歌であり、試みに次の鏡王女の歌との作歌年代を計ってみる。

天武十二年(684)七月己丑(四日)、天皇幸_二鏡姫王之家_一 訊_レ病。庚寅(五日)、鏡姫王薨。——「日本紀」

靈龜二年(716)八月甲寅(十一日)、二品志貴親王薨。

——「続日本紀」

勿論、生存期間に重なりもあり、薨時をもって年代の順を直に論ずることはできないが、「さ蕨」の歌が志貴皇子のそう若年の作とは考えられず、一方鏡王女の「吾が恋まさる」の歌が晩年のものとも考えられない。因みに、「日本紀」における志貴皇子の記事は、天智七年の帝紀に属する系図の記録を除けば、天武朱鳥元年(686)八月の加封の記事が最初であつて、それは、鏡王女薨年の二年後のこととなる。従つて年代順であるならば、鏡王女の歌の方が志貴皇子の歌より前に位置すべきであろうことになる。同じ巻八でも夏雑歌においては、「藤原夫人歌一首」一四六五番歌があつて、次に「志貴皇子御歌一首」一四六六番歌が配列されている。

こうしてみると、巻八の巻頭、志貴皇子の歌のみがその後が続く歌群から遊離していることになる。そのことは、巻頭歌のみ、後から加わつたことを意味しないか。

詞書にある「權」も、特異な用例である。巻八に外に「權」のごとき感情を表出する語の詞書にある例はない。巻を違え、巻四に「大伴坂上郎女怨恨歌」(六一九)とあるぐらいで、外に例がない。このことは決して軽く見すごされていい問題ではない。

現代では「全註釈」が「ヨロコビ」は、作歌事情を説明するものであるが、いかなる喜悅であったかはわからない」とするの代表されてその理由を詮索するものがないが、『代匠記』初稿本に「此御歌、いかなる御権有りてよませ給ふとはしらぬど、垂水の上としもよませ給へるは若帝より此処を封戸に加え賜はりて悦ばせ給へるか」とし、「御子白壁王不意に高御座に昇らせ給ひて、此皇子も田原天皇と追尊せられ給ひ皇統今に相つづけるも、此御歌にもとあせるにや」と述べている。この歌によって皇子の皇統が今に将来されたという歌の徳を説く説には従えないが、卷八巻頭歌と皇統譜との関係を示唆するものとして注意されよう。

詞書は、作者に属するものでなく、編纂者によって付されたものであろう。卷八の編纂者は、ともかくある理由をもって「権」の文字を挿入したものである。現在ではわからなくなった作歌事情が編纂者に判明していて「権」の語を加えたとも考えられるが、かりにそうであってもそれは当時の統者に対して共有の知識であらねばならないことになる。垂水の加封などあったとしても、それが共通の知識であったとは考えられない。少なくとも卷八で年代の明確な最後の年、天平十五年(743)頃の時点で考えるならば、不親切な詞書ということになる。従っ

て、この巻の献上を受ける個人とその背後にある多数に對して「権」が共通となる時代を考慮することが必要であり、それはずっと後代に属するものと考ええる。

○ 志貴皇子の歌の位置についての疑点は、なお卷一・卷二にもある。卷末に付け加えられたがごとくにある「寧楽宮」の時代区分はいかにも唐突であり、卷一では和銅三年の七八番歌以降は実質的に奈良朝の歌であるから、後に加えられ標題であることは明らかである。

卷一では「寧楽宮」に属するのは「長皇子与志貴皇子_二於佐紀宮_一俱宴歌」で、歌は「右一首長皇子」とあって終り、志貴皇子の歌はない。これは歌の優劣によって長皇子の歌が記載され、志貴皇子の歌は残らなかったとみるより、恐らく「右一首志貴皇子」とあった歌と左注が脱落したことを示していよう。あったものを意識的に抜き去ったのではなく、伝来途上で欠落したと見るのが妥当である。

卷二の「寧楽宮」の歌は、「和銅四年歲次辛亥河辺宮人姫嶋松原見_二孃子屍_一悲嘆作歌二首」と、「靈元年歲次乙卯秋九月志貴親王薨時作歌一首并短歌」及び「或本歌曰」とであって、そこで卷二は閉じられている。即ち、卷一・卷二は志貴皇子の歌と、その薨去に際しての挽歌

で終っていることになる。卷二「相聞」には、「寧楽宮」の標題がない。

そのことは、部立を単位として捉えたのではなく、卷一・卷二の単位で把握した者が、「寧楽宮」を卷末に設けたことを意味する。従って、その者は卷一、二の第一次編纂者とは別の者か、ないしは第一次編纂者と同人であったとしても、時代を別にして書き加えたということになる。それならなに故に「寧楽宮」を書き加えたかと言えば、卷二ではまず姫嶋の松原に嬪子の屍を見たことよってではないであろう。「右歌笠朝臣金村歌集出」と左注にことわってまで加えたのは、志貴皇子薨時の挽歌であったがためであろう。他の諸皇子の薨時、あるいは持統天皇崩御の時の挽歌でなく、なぜ志貴皇子薨時の挽歌なのか。靈龜元年(715)六月には卷一卷尾の一品長親王が、七月には知太政官事一品穂積親王が薨去している。志貴皇子が傍系の天智天皇の御子であるのに対して、両皇子は天武天皇の御子であり、薨時においては品位も官位も高いのである。それをもちよると、卷一の「寧楽宮」も長皇子の歌よりは、その後につづいていたはずの「右一首志貴皇子」歌に主眼があったと解せるのである。

以上、志貴皇子の歌及びその薨時の挽歌が、卷八、卷一・二に占める位置について述べて来た。それらの歌

は、卷八、一、二がある時代に成立した後に、後からつけ加えられたものではないかとの想定を喚起する。思えば、巻頭、巻尾に歌をつけ加える作業は、巻の半ばに歌を挿入するよりはるかにたやすい。それに、巻の半ばに歌を挿入する動機は、考えにくい。また、志貴皇子の歌が秀作だから加えたという理由は、万葉集の場合は、動機としてはなほだ希薄である。歌の優劣といった文学的な理由とは別の規準を、これら志貴皇子の歌については考えねばならないことになる。

二 田原陵の記載

折口信夫は、万葉集と皇統譜との関係に昭和十四年頃より関心を抱き続けたが、昭和二十八年度の最後の講義となったものが、「折口信夫全集ノート編」第三卷「日本文学史」に「万葉集と皇統譜」と題して、先師池田彌三郎によって記録されている。また、万葉集と踏歌との関係は、はやく昭和三年の「万葉集研究」(折口信夫全集「第一卷」)に説かれ、以後「ノート編」に至るまで繰り返えされている。以下、この二つの視点、「万葉集と皇統譜」と「万葉集と踏歌章曲」とから、万葉集卷八の形成について考察して行くことにする。

続日本紀、靈龜二年(716)八月十一日条の「二品志貴親王

堯」の記事以後、志貴皇子に関する記事は、およそ半世紀に亘って正史に登場しない。次にその存在が大きくクローズアップされるのは、光仁天皇即位を俟ってであり、それは皇子の薨後五十四年目にあたる。

宝亀元年(770)十一月六日、宣命に施基皇子を「御_ニ春日宮_ニ皇子奉称天皇」とす。——「続日本紀」

称徳天皇まで続いた天武天皇の系譜はここに皇統を継承する者がなくなり、志貴皇子の第六皇子である白壁王が光仁天皇として即位し、皇統譜は、天智天皇の系譜に移った。志貴皇子は生前そう安定した生涯を送ったものでもなかったと思う。「懐風藻」に大津皇子の謀反を朝廷に密告したという河嶋皇子のような立場になることはなかったとしても、天武系の御代での天智諸皇子の位置は、まことに微妙なものだったと推測する。堯後もまた光仁即位までは、その陵墓に対する公の取り扱いはなかったろう。

宝亀二年(771)五月二十九日、始設_ニ田原天皇八月九日忌齋於_ニ川原寺_一。——「続日本紀」

志貴皇子は春日天皇また田原天皇と追称され、「始」めて公に忌齋が営まれるに至った。

桓武天皇の時代、志貴・田原山陵は、天智、光仁の山陵と共に、最も重い取り扱いを受けている。

延暦四年(785)十月八日、遣_ニ……於山科山陵。……於田原山陵。……後佐保山陵_ニ以告_下廢_ニ皇太子之状_上。

——「続日本紀」

早良親王を廢太子とする旨の報告を行なったもので、天智―志貴―光仁と続く皇統をはっきり意識していることがわかる。

平城、嵯峨、淳和天皇の時代は、田原山陵をそれと名指す記事はない。

大同二年(807)正月十七日、獻_ニ唐国信物於諸山陵_一。

——「日本紀略」

弘仁十四年(832)四月二十五日、遣_ニ使諸山陵_一、告_ニ即位之由_一。天皇受_レ讓并定_ニ皇太子_一事。告_ニ于柏原山陵_一。

——「日本紀略」

天長八年(832)十二月十八日、御_ニ建礼門_一。奉_ニ幣諸山陵_一例也。

——「日本紀略」

弘仁十四年淳和即位の記事に、桓武天皇陵を特記しているところから考えると、諸山陵とあるうちに、田原山陵の含まれている確率は非常に高い。また天長八年の「奉_ニ幣諸山陵_一」の記事は、後の荷前使の先例になるものもの如くであり、「例也」とあるところから、この時が始めてでなくすでに恒例になっていたことが知れる。例が重なり慣習が出来てから儀式として固定するのが常のよう

である。従って、これら諸山陵のうちに、田原山陵を加え考へることは無理がない。

仁明天皇の時代、

承和三年(836)五月二十二日、為_二遣唐使_一奉_二山階、田原、柏原、神功皇后等陵幣帛_一。——「続日本後紀」
どうして光仁・後田原山陵でなく、田原山陵であるのか疑問があるが、この記事の前後、天長十年(833)十二月三日、承和六年(839)十二月十三日の記事には「後田原山陵」と明記されているのであるから、やはり志貴皇子の田原山陵と原典を尊ぶべきであろう。

文徳天皇の時代、

嘉祥三年(850)十月五日、山科山陵。前田原山陵。後田原山陵。柏原山陵。楊梅山陵。嵯峨山陵。大原山陵。深草山陵に使を遣し、告以_二賀瑞之由_一。

——「文徳実録」

賀瑞とあるのは、白亀と甘露が奉献されたことによる。文徳天皇にとって最も大切に扱わねばならなかった陵、即ち最重要な皇祖は、天智・施基(志貴)・光仁・桓武・平城・嵯峨・淳和・仁明であったのであり、それは次帝の時定められた十陵四墓の制にそのまま移行するものであった。

清和天皇天安二年(858)十二月九日の「詔定_下十陵四墓可_レ也

献_二年終荷前之幣_一」の条の十陵を見ると、

天智天皇山階山陵。春日宮御宇天皇田原山陵。天宗高紹天皇後田原山陵。贈太皇太后高野氏大枝山陵。

桓武天皇柏原山陵。贈太皇太后藤原氏長岡山陵。崇道天皇八嶋山陵。先太上天皇楊梅山陵。仁明天皇深

草山陵。文徳天皇田邑山陵。——「三代実録」

の諸陵墓があげられている。整理すると、天智・志貴・光仁・桓武・平城・仁明・文徳・崇道・桓武母・嵯峨母が清和天皇の近陵であった。その後、「三代実録」貞観十四年(872)十二月十三日条に、先の十陵のうち高野氏大枝陵が除かれ、藤原氏後山階山陵が加えられる旨記事があり、それだと、天智・志貴・光仁・桓武・平城・仁明・文徳・崇道・嵯峨母・文徳母となる。光仁天皇即位以来歴代の天皇に志貴皇子は最も鄭重な奉仕を受けて来たことになる。

ところが、光孝天皇の時代になると、元慶八年(884)二月二十日の「定_下毎年献_二荷前幣_一十陵五墓_上」の記事に、

近江宮御宇天皇山階山陵。平城宮御宇天皇後田原山陵。桓武天皇柏原山陵。贈太皇太后藤原氏長岡山

陵。崇道天皇八嶋山陵。平城天皇楊梅山陵。仁明天皇深草山陵。文徳天皇田邑山陵。太皇太后藤原氏後

山階山陵。贈皇太后藤原氏鳥戸山陵。

とあり、「厩田原天皇山陵……不預別貢荷前幣」
と明記されているのである。即ち、光孝天皇にとつての
近陵は、天智・光仁・桓武・平城・仁明・文徳・崇道・
嵯峨母・文徳母・光孝母であり、志貴皇子はその列には
いない。荷前は毎年行なわれる行事であり、この
年、志貴皇子田原山陵が奉幣にあずからない旨記されて
いるのだから、その前年までは十陵のうち列していた
と考えていい。因みに醍醐天皇の近陵を「諸陵寮式」に
見ると、天智・光仁・桓武・仁明・文徳・光孝・崇道・
嵯峨母・光孝母・醍醐母であり、朱雀天皇では「政事要
略」所引「大政官符中務省」の「応毎年荷前山陵并墓
事」によると、天智・光仁・桓武・仁明・光孝・醍醐・
崇道・嵯峨母・光孝母・醍醐母であつて、再び志貴皇子
田原山陵があらわれることはない。同時に志貴皇子が歴
史に登場することもなくなるのである。

以上から、志貴皇子が朝廷から最も尊ばれた時期は、
その生前ではなく、薨去後においても半世紀を経過して
光仁天皇即位から光孝天皇の御代までの期間であつたこ
とになる。

その事実から推すならば、巻八巻頭の「權御歌」が
加えられたのは、宝龜元年(770)から元慶七年(883)までの百十
三年間のうちであつたとするのがもっとも考えられやす

い。それもおそらく光仁天皇即位後そう時を経ずしてで
あつたと考える。⁽⁴¹⁾「權」とあるのも、作歌時のよろこび
というより、追称天皇となられたことを表明しているの
ではあるまいか。現代でこそ死後の「權」などないが、
死後に子孫によって手厚く祀られることこそ、前代まで
の日本人の最大のごよこびであつた。その逆が、ほぼ同
時代に顕著化してくる怨霊思想であることから、そう
考えることに妥当性があるろう。巻八編纂者にとつてもま
た享受者にとつてもそれは共有できる「權」であつたは
ずである。なお、巻一・二の巻尾に「寧楽宮」が加わつ
たのも、同じ期間のうちであつたと推測されるのであ
る。

三 踏歌年立

折口信夫は「万葉集研究」の第一章「万葉詞章と踏歌
章曲と」の中で、踏歌の詞章には漢詞曲が誦され、それ
に続く淵酔舞踏の際には短歌その他が用いられたこと、
前者では後に「万春楽」の語が繰りかえされ、後者では
「よろづよあられ」の囃詞が唱されたと述べ、そうした
謡い物としての「万葉」の意義にもっとも叶つた巻が、
八・十であつたとの見解を示している。

その見解を前提にするならば、「万春楽」あるいは「よ

ろづよあられ」の語が、踏歌やその他の宴席で常に唱されるきまり文句となっていた雰囲気の中で、「万葉集」なる集名が巻八に冠されたということになる。万葉集が雑詞として最も使用された期間、いわば「万葉」の期間を、次に取り上げてみたい。

踏歌が正史にあらわれるのは、

持統七年(693)正月丙午(十六日)、漢人等奏踏歌。

同八年(694)正月辛丑(十七日)、漢人奏踏歌。発卯

(十九日)、唐人奏踏歌。——「日本紀」

とあるのが初見であるが、その章曲はおそらく漢詞を音読したものであったろう。

踏歌には十四日の男踏歌、十六日の女踏歌の両様があったろうことは、「源氏物語」末摘花に「今年をとこ踏歌あるべければ」、初音に「ことは男踏歌あり」とあることから推測される。後のものだが「書言字考節用集」には、

踏歌「正月公事、十四日為男踏歌、十六日為女踏歌。」

と記されている。ところが、現実には男踏歌は醍醐天皇の御代まではっきりした記録があらわれてこないのである。^(注2)「河海抄」には、

聖武天皇天平元年正月十四日始有男踏歌。

とあるけれども、「続日本紀」にその記事がなく、信憑性がない。「令義解」十雜には、

凡正月一日、七日、十六日……皆為節日。

とあって、「十四日」は節日となっていない。「内裏式」「貞観儀式」にも、十六日の踏歌の記事はあるが、十四日の男踏歌についての記事はない。

更に歴史にその記事を拾うと、

天平二年(730)正月辛丑(十六日)、天皇御大安殿宴

五位已上。晚頭移幸皇后宮、百官主典已上陪從踏

歌、且奏且行……——「続日本紀」

これは男性の踏歌であるが、日付は十六日である。

天平十四年(742)正月壬戌(十六日)、天皇御大安殿宴

群臣、酒酣奏五節田舞。訖更令少年童女踏歌……

：於是六位已下人等鼓琴歌曰、新年始邇、何久志

社、供奉良米 万代摩提丹。——「続日本紀」

少年童女の踏歌が奏されているが、「新しき年のはじめ」の歌は、その章曲ではない。ただ「万代までに」の終句は、それが独立すれば踏歌章曲の雑詞に近い。また大伴家持は六位以下の列にいたものと思われ、「新しき年のはじめ」の歌詞は万葉集家持歌にあらわれるところとなるが、以前に記したことがあるので今は述べない。

天平勝宝三年(751)正月庚子(十六日)、踏歌歌頭女孺忍

海伊太須、錦部河内、並授_二外從五位下_一。

——「続日本紀」

天平宝字三年(759)正月乙酉(十八日)、饗_二五位已上、及蕃客、并主典已上於朝堂、作_二女樂於舞台_一、奏_二内教坊踏歌於庭_一。客主典已上_レ之。

——「続日本紀」

天平宝字七年(763)正月庚申(十七日)、帝御_二閨門_一、饗_二五已上及蕃客、文武百官主典已上於朝堂、作_二唐吐羅林邑東国隼人等樂_一。奏_二内内教坊踏歌_一。客主典已上_レ之。賜_レ供_二奉踏歌_一百官人及高麗蕃客綿_二有_レ差。

——「続日本紀」

歌頭に女孀の名をあげ、少女の歌舞を養成した内教坊の踏歌とあるのだから、これは女踏歌である。蕃客にそれを観せ、後で主客共に踏歌を楽しんでいる様子がある。

宝龜十一年(780)正月壬午(十六日)、賜_二唐及新羅使射及踏歌_一。——「続日本紀」

これも女踏歌を観覧させたものだろう。

延暦十四年(795)正月乙酉(十六日)、宴_二侍臣_一。奏_二踏歌_一。日。(後述)賜_二五位已上物_一有_レ差。

——「類聚国史」

平安遷都を祝す有名な踏歌で、詞章も残っているが、そ

れは後述するとして、どの程度の規模であったのか、官民男女あわせての行事だったのか、記録がなく不明というよりない。

延暦十八年(799)正月辛酉(十六日)、御_二大極殿_一、宴_二群臣并渤海客_一。奏_レ樂、賜_二蕃客以上綦楷衣_一。並列_レ庭踏歌。——「日本後紀」

弘仁六年(815)正月戊子(十六日)、御_二豐樂院_一、宴_二五位已上及蕃客_一。奏_二踏歌_一。賜_レ祿有_レ差。

——「日本後紀」

承和四年(837)正月庚辰(十六日)、天皇御_二紫宸殿_一、觀_二踏歌_一。——「続日本後紀」

「続日本後紀」には以下、承和五・六・七・九・十一・十二・十三・十四・十五、嘉祥三年に踏歌の記事があるが、いずれも正月十六日に行なわれている。

仁寿二年(852)正月癸未(十六日)、賜_二宴侍臣_一。踏歌如_二旧儀_一。——「文徳実録」

仁寿三年(853)正月丁未(十六日)、賜_二宴侍臣_一。踏歌如_レ常。——「文徳実録」

貞観元年(859)正月十六日癸酉、停_二踏歌之節_一。諒闇也。——「三代実録」

貞観二年(860)正月十六日丁卯、踏歌之節。天皇御_二前殿_一、賜_レ宴奏_レ樂。踏歌如_二常儀_一。

——「三代実録」

貞観三・四・五年正月十六日条に、踏歌の記事が続く。

貞観六年(864)正月十六日癸卯、踏歌之節。天皇御_三前殿。賜_三宴侍臣。伶官奏_レ樂。宮人踏歌如_三常儀_一。

——「三代実録」

宮人とは女官のことであるから、これは女踏歌であり、

「如_三常儀_一」とあるのは、以前から女踏歌が恒例であったことを告げている。「三代実録」は以降、貞観八・九・

十・十一・十二・十三・十六・十七・十八・元慶元・二・三・四・六・七・八・仁和元・二・三年の正月十六日

に、宮人踏歌の行なわれたことを告げている。その中で元慶三・四年の記事では、「宮妓踏歌」と記されている。

こうして一覧すると、「内教坊踏歌」といい「宮人踏歌」あるいは「宮妓踏歌」といい女踏歌が主流であつて、十四日の男踏歌はこれまで歴史的になかったことが判明する。

男踏歌の記事は、「北山抄」「江家次第」になく、「西宮記」に見えている。それによると、

同日夜若有_三男踏歌_一、前六七日於_三御前_一、被_レ撰定歌頭以下囊持以上人々。

とあつて、男踏歌は必しも毎年行なわれるものではなかつた。歴史に男踏歌をたどると、

延喜三年(903)正月十四日丙辰、覽_三男踏歌_一。

——「日本紀略」

とあるのが初見で、以下、

延喜十三年(913)正月十四日、有_三男踏歌事_一、仍入_レ夜參入。依_三心神不調_一、不_レ參_三八省_一。

——「貞信公記」

この年は女踏歌もあつたらしく、

同正月十六日己未、御_三南殿_一。女踏歌也。

——「日本紀略」

とある。

延喜廿二年(922)正月十四日乙未、男踏歌。十六日丁酉、女踏歌出_三御南殿_一。

延長六年(928)正月十六日、踏歌。不_レ出_三御南殿_一。依_レ所_三煩御_一也。

——「日本紀略」

これは十六日とあるから女踏歌であろうか。

承平四年(934)正月十四日、男踏歌。

天慶五年(942)正月十四日己巳、男踏歌。

天慶六年(943)正月十四日癸巳、男踏歌。

天慶九年(946)正月十六日戊申、踏歌。天皇御_三南殿_一。

中納言元方行_三内弁事_一。行列之後、中納言源清蔭卿參入。其後元方猶行_三事_一。失也。

——以上「日本紀略」

と続く。そして「河海抄」十初音に、

円融院天元六年⁽⁹⁸³⁾正月十四日、有^二男踏歌。……今後男踏歌絶而無^レ之。

と記している。因みに「日本紀略」は、それ以降、

永観二年⁽⁹⁸⁴⁾正月十六日丁卯、女踏歌。

とあるのをはじめ、十四日の男踏歌の記事はなくなり、すべて十六日の女踏歌に限られている。

また、芸能交替の様相からしても、この頃より宮廷の年中行事は、男踏歌にとつてかわつて、内侍所御神楽が隆盛になってくる。即ち、「江家次第」の「内侍所御神楽事」に、

自^二一条院御時^一始十二月有^二御神楽^一。

とあり、「禁秘抄」の賢所の条に、

自^二一条院御時^一十二月有^二御神楽^一。但多隔年行^レ之。

近代毎年有^レ之。

また「一代要記」に、

長保四年⁽¹⁰⁰²⁾壬寅、内侍所御神楽始行。

とあることによつて、内侍所の御神楽は、およそ一条天皇の頃から始つたことがわかる。もとより清和天皇貞観元年の琴歌神宴、光孝天皇元慶八年の清暑堂の御神楽が先行し、別に石清水八幡の遷立の御神楽があつて、その

後に内侍所の御神楽が始まるのであるが、宮廷年中行事としてみれば、およそ円融天皇までが男踏歌、一条天皇からは御神楽が宮廷の大きな芸能の機会であつたことにならう。

すると、男踏歌の期間は、確實なところ延喜三年⁽⁹⁰³⁾から永観元年⁽⁹⁸³⁾までであることになる。

四 「万春楽」の期間

「類聚国史」巻七十二、延暦十四年正月十六日条に載る踏歌詞章は、次のようである。

山城頭楽旧来伝 帝宅新成最可憐 郊野道平千里望

山河擅美四周連 新京楽 平安楽土 万年春

冲襟乃眷八方中 不日爰開億載宮 壯麗裁規伝不朽

平安作号驗無窮 新年楽 平安楽土 万年春

新年正月北辰来 満宇詔光幾処開 麗質佳人伴春色

分行連袂舞皇袞 新年楽 平安楽土 万年春

卑高泳沢洽歡情 凍外含和満煩声 今日新京太平楽

年々長奉我皇庭 新京楽 平安楽土 万年春

これらは音続されたものであろうか。だとすると、よほど知識人でなければ暗誦はのぞめず、大多数は「新京楽平安楽土 万年春」の囃詞のみを繰りかえし合唱したものである。ともかく、桓武天皇延暦の御代に「万年

春」の語が瀟漫していたことは注意されねばならない。

ところが、踏歌の詞章ではないが、「凌雲集」に載る小野岑守の「奉_レ和_下観_ニ佳人蹋歌_一御製_上」では、次のように作詩せられている。

春女春粧言不_レ及 無量無數滿_ニ華庭_一 心嬌胆小羞_ニ
蹋歩_一 声裏微々寿千齡 洛津迴雪當_レ韜_レ影 巫嶺
朝雲応_レ斂_レ行 河陽旧県先亡_レ色 金谷新園無_ニ復_一
榮_一 泣眼看々不_ニ曾厭_一 從然奪魂亦捐_レ明 還知人
間仙路近 重見桃李目前生

漢詩の文飾は考慮に入れなくてはならないが、「春女春粧言不_レ及」とあるからこれは女踏歌であり、「寿千齡」なる囃詞を恥かしげに唱えているのであろう。この詩は弘仁、即ち嵯峨天皇の御代の作であるから、当時の主流は女踏歌であったことを告げる。

次に「朝野群載」卷二十一楽章に、二種の踏歌章曲が記載されている。

踏歌章曲

万春楽 万春楽 万春楽
我皇延祚億千齡 万春楽 元正慶序年光麗 万春楽 延曆
休期帝化昌 万春楽 百辟陪_レ筵華幄内 天人感呼 千般作
_レ楽紫宸場 万春楽
我皇延祚億千齡 万春楽 人霑湛露帰依徳 万春楽 日暖

春天仰載陽 万春楽 願以佳辰掌楽支 天人感呼 千々徳
載奉明王 万春楽

女踏歌章曲七首

明々聖主億千齡 千春楽 無支無為唯賞豫 千春楽 凝施
端拱任群賢 千春楽 網疎刑措還千古 天人感呼 治定功
成太平年 千春楽

以下六首は省くが、女踏歌章曲では、すべて「千春楽」とあって、「万春楽」の囃詞は男踏歌に限られていることが注目せられる。

なお踏歌を「あらればしり」ということについては「釈日本紀」十五述義の「奏_ニ踏歌_一」の割注に、

私記曰、今俗曰_ニ阿良礼走_一、師説此歌曲之終、必重_ニ
称万年阿良礼_一。今改曰_ニ万歳楽_一。是古語之遺也。

とあって、「万年阿良礼」の囃詞からおこったことを言おうとしている如くである。

更に時を経て、醍醐天皇の日記とおぼしき「延喜御記」(「統々群書類従」第五)延喜十三年正月十四日条には、次のようにある。

十四日丁巳、此夜有_ニ踏歌事_一、晚頭風雪、及_ニ成刻_一
雪晴、亥一尅、踏歌人等参_ニ入_一於_ニ右近陣前班_一管絃、
此時即意子、中務卿親王、常陸太守親王、大納言藤
原朝臣、_{忠平}権中納言藤原朝臣、_{道明}参議仲平朝臣、定方朝

臣等、侍簀子敷、舞人等到_レ竹架東頭_ニ列立、先奏_ニ調子_一、次奏_ニ万春楽_一、漸進_ニ南北_一惣三度、訖当_ニ御前_一分立、言吹吐_レ詞、持囊計_レ綿、即奏_ニ鴨曲_一、次奏_ニ此殿_一此間内藏寮、_{立カ}台盤食竹東編、掃部施_ニ床子_一、親王公卿等_{以カ}下行酒、三四巡後管絃、更_レ調歌_ニ竹川曲_一、便北列_ニ庭中_一、内侍藏人等持_ニ被綿_一給_ニ階座歌頭_一以下舞童以上、雙々舞進上_レ階給_レ綿、_{彈琴以下樂人等各_ニ了_一男藏人付_レ後給_レ之}了

歌_ニ我家曲_一退出、時子一剋。

この後、東宮御息所、尚侍曹司、承香殿御息所に廻り、克明親王、東宮に行つてそれぞれ踏歌を演じ、再び内裏に戻つて来る。

寅四剋還參_ニ入内裏_一、候_ニ右近陳前_一、召_ニ之東庭_一_{掃部給_ニ平殿_一}給_ニ酒有_一令_レ奏_ニ絃歌_一、三四曲後給_レ祿、即入_レ内、歌舞人等退出、于_レ時卯三剋。

実に午後九時過ぎから翌朝七時頃まで続く芸能であつて、勿論これは男踏歌であり、「万春楽」のほか「鴨曲」「此殿」「竹川」「我家」などが奏されている。「此殿」「竹川」「我家」は、「催馬楽」にその詞章が残っている。今、延喜、弘仁、延暦と踏歌の変容をその詞曲よりたどつたが、ともかく男踏歌の確立は醍醐天皇の時代からで、その時の囃詞が「万春楽」であつた。後のものであるが「類箏治要」十・雙調（「古事類苑」楽舞）には、

万春楽男踏歌之時舞人著_ニ高巾子冠_一用_ニ此楽_一。南都_ニ伯氏笛吹_レ之。

とあつて、「万春楽」の曲は、男踏歌のみに用られていたのである。

従つて、「万春楽」の語が頻発された期間は、男踏歌の期間と同じく、延喜三年(903)から永観元年(983)までの八十年間であつたのである。

○ 卷八の成立は、皇統譜との関連から考えて、宝亀元年(770)から元慶七年(883)までの百十三年間のうち、光仁天皇即位にごく近い時期であつたと考える。その時、「万葉の名が卷八に冠せられていたか、あるいは後に「万葉集」の卷八に組み入れられたものかは議論の分れるところであるが、はじめから万葉集の第八番目の巻として編纂されたということは考えられない。そこで視点を転じ、踏歌節会で「万春楽」が唱えられた時期から推すと、「万葉」の名称が卷八に冠されたのは、延暦の頃か、あるいはずっと下つて延喜三年(903)から永観六年(983)頃までの間であつたと推測され、中西進氏の提言などから後者の年限が注意されるところとなるのである。

注1 卷八光仁朝成立については、はやく昭和三十五年、吉

永登氏の「万葉集卷八編纂の意図とその時について」
〔関西大学国文学会「国文学」28号〕がある。

注2 岩橋小彌太氏著「芸能史叢説」「踏歌」の項参照。

注3 中西進氏「新万葉集の出発——万葉集卷八の形成——」

〔昭和四十一年「成城文芸」〕、「続・万葉集の形成（上）」

——平安朝文献の意味——〔昭和四十三年「成城文芸」〕
参照。